

広島県告示第七百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和八年七月六日までの間、縦覧に供する。

令和八年六月二十二日

広島県知事 横 田 美 香

一 道路の種類

県道

二 路線名

尾道新市線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市芦田町下有地大谷山国有林七二五ち林 小班地先から 福山市芦田町下有地大谷山国有林七二五ち林 小班地先まで		三・〇〇〇五 〇〇		一三・〇〇	
	三・〇〇〇七 四〇			一三・〇〇	拡幅